電子申請サポートシステム簡易無線局増波対応のお知らせ

1、リリース日　令和 5 年 10 月 2 日（月）

2、変更項目

（1）電子申請様式の増波対応

簡易無線局（免許局）は 65ch から 75ch に増波され、新たに中継 10ch（ペア波）が追加、簡易無線局（登録局）においては、35ch から 97ch に増波されました。

[参考]をご覧ください。

これに伴い下記電子申請様式を更新しました。

①免許局の増波に伴う申請様式の更新

cr2023b（CR 免許局）

※中継用下りは総務省電子申請が未対応のため、当面紙申請にて提出をお願いいたします。

②登録局の増波に伴う申請様式の更新

houkatsu2023a（包括登録申請）

kobetsu2023a（個別登録申請）

tourokuhk2023a（登録局変更登録申請）

（2）登録状訂正申請様式 tourokujteisei2020b の削除

電子申請における本申請様式について、総務省のシステムで対応が取れないことが判ったため削除します。　登録状を訂正する場合は、tourokuhk2023a をお使いください。

（3）電子申請サポートシステムのバージョンアップ

先に現在お使いの電子申請サポートシステムをアンインストールして頂き、ホームページよりダウンロードして、インストールをお願いいたします。

ユーザーメニューは Version1.1.20 になります。

インストール後再起動をお願いいたします。

[参考]

● 登録局に割当てられたチャンネル

免許の種別	使用区域	形態	増波されたch	利用可能なch
登録局	陸上・日本周辺海域	通信	52ch	82ch
	上空	通信	10ch	15ch

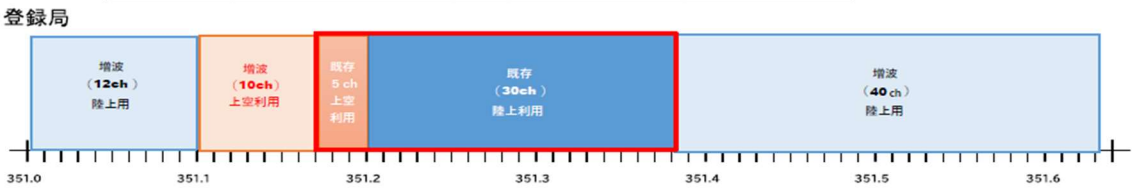

※

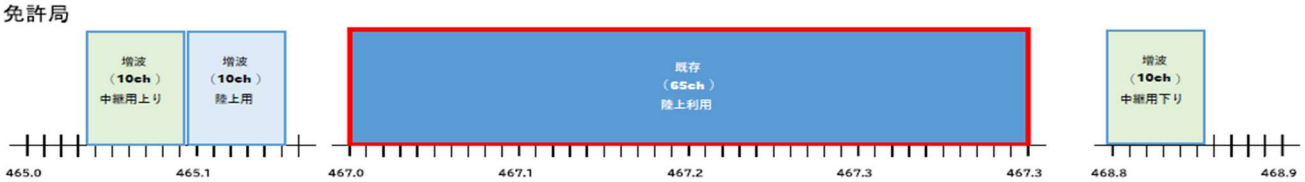

● 免許局に割当てられたチャンネル

免許の種別	使用区域	形態	増波されたch	利用可能なch
免許局	陸上・日本周辺海域	通信	10ch	75ch
		中継	10ch(ペア波)	10ch(ペア波)